

## 議事の運営について

令和3年6月10日  
内閣官房IT総合戦略室

「デジタルの日」検討委員会(以下、「本委員会」とする。)の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 本委員会における審議において、その性格上、特定の企業等に係る事例に言及する可能性があるため、原則として議事は非公開とする。  
ただし、個別の情報に言及される可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合には、事務局が座長と相談して、対応を決定する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 座長が特に必要と認める場合には、委員以外の出席を求めることができる。
4. 本委員会の開催日程については、事前に周知を図るものとする。
5. 本委員会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 本委員会の決定に基づき、ワーキンググループを課題毎に設置することができる。各ワーキンググループは、その活動の円滑な推進を図るため、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。
7. 第6項に基づき、以下のワーキンググループを設置する。
  - (1) デジタル社会形成ワーキンググループ  
「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指し、社会のデジタル化を強力に進めるための取組の方向性を総合的に検討する。
  - (2) デジタルデビューワーキンググループ  
「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するため、社会全体にデジタル技術の利便性をわかりやすく伝え、「新しくデジタルに触れる、感じる」、デジタルデビューの取組を促進するための検討を行う。
  - (3) コンテンツワーキンググループ  
「デジタルの日」において、社会全体を巻き込んだ祝祭を実現し、社会のデジタル化を促進するため、コンテンツ産業を中心としたエンターテインメントイベントの実施の方向性について検討する。
8. この運営要領に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。